

令和3年度～5年度障害者・児計画に係る新規事業内容及び主な計画事業の変更内容

○自立に向けた地域生活支援の充実		現行	新
1 個に応じた日常生活への支援	6 生活介護	常に介護を必要とする障害者に、昼間において、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図る。	常に介護を必要とする障害者に、昼間において、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図る。 なお、本区における生活介護事業所の不足や就労移行支援事業の需要の低下に対応するため、現在、就労継続支援B型及び就労移行支援の多機能事業所として運営している区立小石川福祉作業所において、事業の変更を行い生活介護を実施する。
	19 日中活動系サービス施設の整備	障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、民間事業者誘致による日中活動系サービス施設整備を促進する。	障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、 整備費補助制度の拡充により活用の推進を図るなどして 、民間事業者誘致による日中活動系サービス施設整備を促進する。
	20 地域生活支援拠点の整備 <成果目標設定対象>	地域自立支援協議会等関係機関と連携して、地域課題や地域資源を勘案した上で、相談の場、体験の場、緊急受入の場等、それぞれの機能の強化を図り、障害者に切れ目なく支援する仕組みを検討・整備する。本事業は、第5期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。	令和元年度を4年計画の初年度とし、本富士地区に整備した。主に相談支援と関係機関のネットワーク作りのために、地域自立支援協議会地域生活支援専門部会で地域課題等を検討し、3年度に駒込・富坂地区、4年度に大塚地区に整備する予定である。 なお、本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。
2 事業者への支援・指導	2 障害福祉サービス事業者等への指導・監査	東京都と連携しながら、障害福祉サービス事業者等への指導検査に必要なノウハウを蓄積するとともに、指導検査体制の充実を図り、区の実情(社会福祉法人数、施設数、検査体制等)に応じた実地指導を行う。	障害福祉サービス事業者等に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか実地指導を行い、障害福祉サービス等の適正な運営を図るとともに、指導検査体制の充実を図り、区の実情(社会福祉法人数、施設数、検査体制等)に応じた実地指導を行う。
	3 障害者施設職員等の育成・確保	障害者施設従事者向けの研修会の実施等により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行う。また、移動支援従事者研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図っていく。	障害者施設従事者向けの研修会の実施等により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行う。また、移動支援従事者研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図っていく。 なお、区で指定している移動支援従事者研修については、令和元年度までは1事業者で年間4回実施していたが、令和2年度より2事業者で年間合計6回実施するとともに、研修を修了した者に対して区が受講料を助成し、研修参加者を増やすことにより人材確保に繋げていく。
	4 障害福祉サービス事業者連絡会の運営 <成果目標設定対象>	区内の障害福祉サービス等事業者の事業者相互間及び区との連携の確保を図ること、また、障害者に適切な障害福祉サービス等の提供を行う体制を整備するための情報提供及び指導を行うことにより、各事業者が提供するサービスの質を高める。	区内の障害福祉サービス等事業者の事業者相互間及び区との連携の確保を図ること、また、障害者に適切な障害福祉サービス等の提供を行う体制を整備するための情報提供及び指導を行うことにより、各事業者が提供するサービスの質を高める。 本事業は、第6期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。
3 生活の場の確保	1 グループホームの拡充	障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備助成や、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の助成を行うことにより、施設整備を促進する。 また、既存施設がサテライト方式※11により定員数を増やす場合も助成を行う。	障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による 障害者グループホーム整備助成の拡充により活用を推進するほか 、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の助成を行うことにより、施設整備を促進する。 また、既存施設がサテライト方式※11により定員数を増やす場合も助成を行う。
4 地域生活への移行及び地域定着支援	1 福祉施設入所者の地域生活への移行 <成果目標設定対象>	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。 本事業は、第5期障害福祉計画の成果目標に定められているものであり、平成28年度の施設入所者数のうち、平成32年度までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を求められている。よって、3年間の事業量は累計として記載する。	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。 本事業は、第6期障害福祉計画の成果目標に定められているものであり、令和元年度の施設入所者数のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を求められている。よって、事業量は累計として記載する。
	3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 <成果目標設定対象>	精神障害者が地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、地域における支援体制の構築・強化を図るため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。 本事業は、第5期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。	保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行う。 なお、本事業は、第6期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。
	7 退院後支援事業	-	【新規事業】 措置入院等で入院した者に対し、退院後、地域で自分らしく生活できるようにするために、必要な医療・福祉・介護・就労支援等の支援を実施する。
○相談支援の充実と権利擁護の推進		現行	案
1 相談支援体制の整備と充実	5 相談支援事業 <成果目標設定対象>	区の窓口や指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所等において、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行う。また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談事業者等への助言・人材育成等により地域の相談体制の機能強化を図る。	区の窓口や指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所等において、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行う。また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談事業者等への助言・人材育成等により地域の相談体制の機能強化を図る。 なお、本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。
	2 権利擁護・成年後見等の充実	4 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築	-
	5 成年後見制度利用支援事業	-	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。 【社会福祉協議会実施事業】 また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。

○障害者が安心して働き続けられる就労支援		現行	案
1 就労支援体制の確立	3 就労促進助成事業	一般就労を目指す障害者が企業等での実習を行う際に、受入れ企業等に対して謝礼金を支給することや、実習を行う障害者就労支援センター登録者に訓練手当を支給することで、障害者の就労・雇用を促進していく。また、区内中小企業に対しての実習の機会を増やし、障害者への理解を深め、区内中小企業の障害者雇用促進の取り組みをサポートする。	一般就労を目指す障害者が企業等での実習を行う際に、受入れ企業等に対して謝礼金を支給することや、実習を行う障害者就労支援センター登録者に訓練手当を支給することで、障害者の就労・雇用を促進していく。 <u>また、区内中小企業に対して職業体験受入れ奨励金を助成し、実習機会の拡大及び障害者への理解を深めるとともに、区内中小企業の障害者雇用促進の取り組みをサポートする。</u>
3 福祉施設等での就労支援	1 福祉施設から一般就労への移行 <成果目標設定対象>	就労移行支援及び就労継続支援等の福祉施設を利用する障害者が、一般就労へ移行し定着することを推進する。また、福祉施設に対して、日頃の連携や様々な就労支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者が就労支援へのアクセスが容易となるような環境作りを行う。 本事業は、第5期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。	就労移行支援及び就労継続支援等の福祉施設を利用する障害者が、一般就労へ移行し定着することを推進する。また、福祉施設に対して、日頃の連携や様々な就労支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者が就労支援へのアクセスが容易となるような環境作りを行う。 <u>本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。</u>
4 就労機会の拡大	3 地域雇用開拓の促進	事業者に対して、障害者地域自立支援協議会就労支援専門部会において検討する様々な障害者雇用に関する周知・啓発活動及び支援策を積極的に行うことにより、障害者雇用先の開拓に取り組む。	事業者に対して、障害者地域自立支援協議会就労支援専門部会において検討する様々な障害者雇用に関する周知・啓発活動及び支援策を積極的に行うとともに、 <u>区内中小企業に対しては、雇用促進奨励金の助成を通じて障害者雇用先の開拓に取り組む。</u>
○子どもの育ちと家庭の安心への支援		現行	案
2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化	3 医療的ケア児支援体制の構築 <成果目標設定対象>	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行う。 なお、本事業は第5期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行う。 <u>なお、本事業は第2期障害児福祉計画において成果目標に定められている事業である。</u>
	4 医療的ケア児支援調整コーディネータの配置 <成果目標設定対象>	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する。	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する。 <u>なお、本事業は第2期障害児福祉計画において成果目標に定められている事業である。</u>
	10 障害児通所支援事業所における重症心身障害児の支援充実に向けた検討 <成果目標設定対象>	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行う。 なお、本事業は第5期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行う。 <u>なお、本事業は第2期障害児福祉計画において成果目標に定められている事業である。</u>
3 乳幼児期・就学前の支援	11 障害児通所支援事業所の整備	-	<u>重症心身障害児等が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援を受けられるよう、整備費等補助制度を創設し、民間事業者による障害児通所支援事業所施設整備を促進する。</u>
4 学齢期の支援	2 特別支援教育の充実	全区立小・中学校に教員免許を有する特別支援教育担当指導員を、特別支援学級設置校には交流及び共同学習支援員を配置している。特別な支援を必要とする個々の児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことにより、特別支援教育のさらなる充実を図る。	<u>区立小・中学校の通常学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じた教育を受けることができるように、指導員等を配置し充実を図る。</u> <u>・特別支援教育担当指導員：通常学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒の支援として、一斉指導の中での個別指導や特別支援教室等での専門的指導・支援を行うため。</u> <u>・交流及び共同学習支援員：特別支援学級設置校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの交流及び共同学習を円滑に行うため。</u> <u>・バリアフリーパートナー：大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、子どもたちのサポートを行うため。</u>
○ひとにやさしいまちづくりの推進		現行	案
2 心のバリアフリーの推進	1 障害及び障害者・児に対する理解の促進(理解促進研修・啓発事業)	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を促していく。	<u>障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めるとともに、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行い、また、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等で配布し周知啓発を行う。</u>